

入間市立向原中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日施行
令和元年4月1日改訂
令和2年4月1日改訂
令和4年4月1日改訂
令和5年4月1日改訂
令和6年4月1日改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針は、児童（生徒）の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を具体的に示すものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

〈基本理念〉

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは、全ての児童（生徒）に関係する問題であると認識する。
- ・全ての児童（生徒）が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものである。
- ・全ての児童（生徒）がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童（生徒）の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童（生徒）が十分に理解できるようにする。
- ・いじめを受けた児童（生徒）の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(2) いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の5点をポイントとする。

- ①「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- ②いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ③いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- ④いじめ問題は教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ⑤家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

2 いじめ問題に対する取組体制（いじめ対策委員会）

(1) 「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、運営委員会メンバー＋教育相談メンバーによるいじめ対策委員会を設置する。学期に1回または必要に応じて委員会を開催する。[本校では、週に1回ずつ教育相談部会、生徒指導部会、で対策委員会を兼ねている]必要に応じて、外部機関とも連携を取る。

(2) いじめ対策委員会の役割

	委員会の主な役割	委員会において中心的な役割を果たす者
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の策定 ○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行 ○いじめに関する校内研修の計画、実施 ○「いじめに関する授業」の計画、実施 ○学校評価による検証と基本方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> →運営委員会メンバー →生徒指導主任 →生徒指導主任・教務主任（立案・策定） →教育相談主任・生徒指導主任・教務主任（立案・策定） →教頭・教務主任（立案・実施・まとめ）
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに係る情報収集・集約・情報共有 ○学校生活に関するアンケートの実施・集約・分析 ○スクールカウンセラー、さわやか相談員、センター相談員との連携 ○学校便りや保護者会を通じての情報収集・共有 	<ul style="list-style-type: none"> →全教職員 →全教職員 →教育相談担当・生徒指導担当 →教育相談担当・生徒指導担当 →校長・教頭・教育相談主任 →校長、教頭、学年主任
早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○速やかな対応策の検討、実施 ○加害の子供に対する組織・継続的な観察、指導 ○被害の子供や保護者へのSCを利用するなどの心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> →運営委員会メンバー →各学年・教育相談主任 →各学年・生徒指導主任・SC他
重大事態への対処	<ul style="list-style-type: none"> ○市教育委員会への報告と連携 ○被害の子供への緊急避難措置の検討、実施 ○加害の子供への懲戒や出席停止の検討 ○警察への相談・通報や児童相談所等との連絡 ○緊急保護者会の開催検討、実施 ○法第28条に基づく調査を実施するための教育委員会の附属機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> →校長 →運営委員会メンバー・教育相談主任 →運営委員会メンバー →管理職 →運営委員会メンバー →管理職・教育相談主任・生徒指導主任

3 いじめの未然防止のための取組

〈基本方針〉

- ・児童（生徒）一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ・教育活動の中核となる“授業”において、授業規律を確立し、集中して授業を受けさせることは、児童（生徒）一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、分かる授業と授業規律の確立に努める。
- ・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童（生徒）に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情をはぐくむことができるように努める。
- ・道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

4 いじめの早期発見のための取組

〈基本方針〉

- ・いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考えから、教職員の間で情報を
- ・早期発見のためには、日頃から教職員と子供たちそして、保護者との信頼関係を構築することが基本である。
- ・いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が子供たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。

(1) 日々の観察

- ・全職員が「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
- ・全職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、生徒と関わりを増やすことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

(2) 学校生活に関するアンケートの実施

- ・年3回実施し、アンケートの分析し、必要に応じ、アンケートを利用した授業を行う。

(3) 教育相談体制の充実

- ①日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ②「教育相談週間」を学期毎に設定する。
- ③相談室の利用、電話相談窓口等について、生徒に広く周知する。
- ④保護者に対して、日頃から連絡を密にし、気軽に相談できる関係をつくる。
- ⑤家庭訪問や三者面談を行い、家庭との協力体制を構築する。
- ⑥公の相談窓口、相談機関について広報する。

(4) 地域との連携

- ①学校地域連絡協議会や学校サポートチームなど、地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域における「子供の見守り活動」を積極的に行う。
- ②PTAや健全育成との連携を図る。

5 いじめへの対応

〈基本方針〉

- ・いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害者児童（生徒）を守りとおすとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
- ・解決にあっては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力のもと、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあっては、教育委員会と連携し対応する。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組

①学級づくり

- ・生徒が安心して学校生活を送るために、正義、公正、公平が行き渡る学級経営をする。
- ・一人一人の子供を大切にし、誰もが居場所のある学級づくりをする。一人一役等。

②基本的生活習慣の確立

- ・「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立った、教育活動を推進する。

③わかる授業の実践

- ・ねらいを明確にした授業を実践する。
- ・生徒の言葉でまとめ振り返りの時間の設定をする。

④授業規律の確立

- ・授業規律を確立し、集中して授業を受けさせる。

⑤行事や委員会活動の充実

- ・体育祭、合唱祭、三年生を送る会などの行事や生徒会活動などで、子供たちの主体的な参加による活動を充実し、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の自己肯定感を高める。

(2) 命や人権を尊重し、豊かな心を育成するための取組

①道徳の時間を要とした教育活動全体で取り組む道徳教育の実践

②全教育活動を通じて取り組む人権教育の実践

③発達段階に応じた計画的な体験学習の実践

- ・就業体験やボランティア体験、福祉体験、農業体験などの体験活動を行う。

④コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動の実践

- ・構成的エンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを積極的に取り入れる。

(3) 職員の資質向上のための取り組み（校内研修等）

①学力向上のための校内研修の実施

②生徒指導上の諸問題に関する校内研修の実施

(4) 保護者や地域への働きかけ

①いじめ防止を内容とする道徳の授業の公開

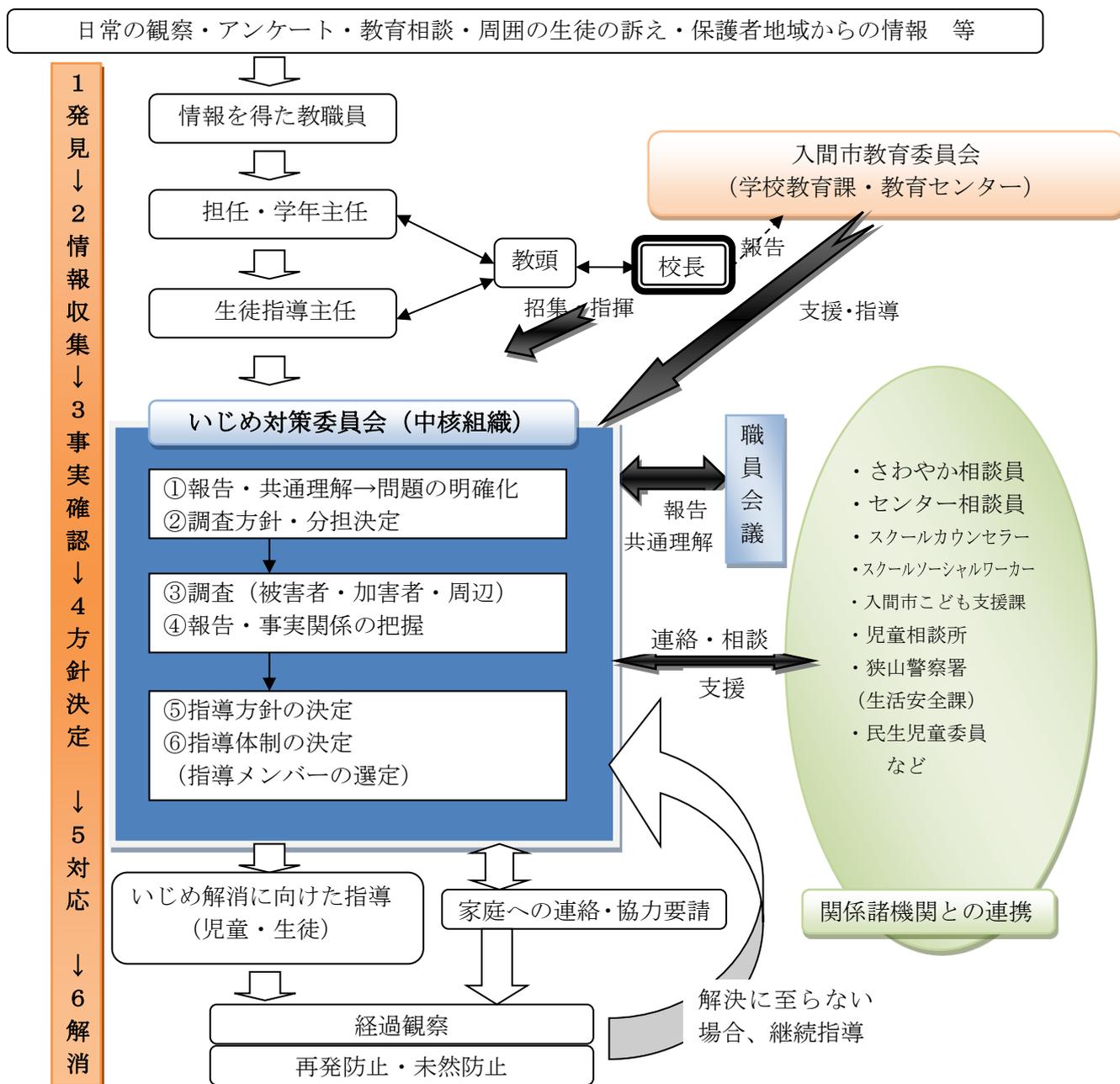
②定期的な学校だよりの発行

③PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報提供。

6 いじめに対する組織対応の流れ

(1) いじめに対する対応の基本的な流れ

いじめの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに関係職員、教頭に報告する。また、緊急のいじめ対策委員会を開催し、敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速にいじめ対策委員会を開催し、対処する。必要に応じて、外部機関との連携を図る。



(2) 未然防止

○いじめ防止対策推進法 13条に基づく「学校いじめ防止基本方針」

第13条

「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」

- ・本校では、学期に1度の独自のアンケートを実施し、いじめ防止に取り組んでいる。
- ・下記の3つの部会を設置し、毎週1回、計3回の部会を行っている。
- ・運営委員会 ・教育相談部会 ・生徒指導部会

○いじめ防止対策推進法22条に基づく「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」

第22条

「学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する設置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする」

校長・教頭・学年主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭
状況によっては、スクールカウンセラー・さわやか相談員

(3) 重大事態が発生した場合

法第28条に定める重大事態が生じたとき、校長が直ちに教育委員会へ連絡・報告し、指示を仰ぐ。市教育委員会または学校が中心となって、調査を行い、保護者に調査結果を報告する。

【重大事態の定義】第28条

1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

7 ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉

- ・携帯電話・スマートフォンやタブレット等の情報端末を子供が使用することで、弊害や危険性が指摘されており、さらに学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難であり、生徒がトラブルに巻き込まれないようにするためには、各家庭で使用の管理やルールづくりをすることが必要であると考えます。
- ・保護者の責任において、多くの生徒が携帯電話を所持している現状があり、子供や保護者に対する情報モラルの指導、携帯電話の使用についての啓発活動が、高度な情報化社会にあって不可欠であり、喫緊の課題としてとらえる。

(1) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷等をインターネット上に掲示板に書き込んだり、メッセージを送ったり、また、仲間はずれなどの方法によりいじめを行うもの。

- ① メッセージ機能によるいじめ
- ② SNSによるいじめ
- ③ 動画共有サイトによるいじめ など

(2) 保護者に対して以下の内容を啓発

- ①子供たちのパソコンやスマートフォンを管理するのは、保護者である。
- ②危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で子供たちを危険から守るための指導ルール作りが大切である。
- ③インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」という認識、知らぬ間に利用者の個人情報を流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを認識する。

(3) インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

- ①発信した情報は、多くの人に広まり、一度流れてしまったら簡単には削除できないこと。
- ②匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
- ③違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や傷害などの他の犯罪につながる可能性があること。

(4) 市から貸与されているタブレット端末の適正な使用

- 市から配布される「タブレット利用の手引き」の内容を遵守する。
特に手引き 3 タブレット使用上の注意事項 3-2 禁止事項を遵守する。

3-2 禁止事項の概要

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) Apple ID 名の変更
UIM カードを抜く(2) アプリの削除(3) アプリのインストール（個人情報漏洩の恐れあり）(4) 学習目的以外のサイトを利用(5) セキュリティの設定変更(6) 他人の ID・パスワードの不正使用（なりすまし等いじめの原因になり得る） |
|--|

8 いじめ防止のための年間指導計画

月	職員会議等	いじめ対策委員会	具体的な取組	
			未然防止	早期発見
4	年度当初職員会議 保護者会	委員会	学級開き (人間関係づくりのスキル)	
5	職員研修 学校公開		人権作文 標語の作成 生活委員による集会	二者相談
6			QUテストプログラム	
7		生活アンケート 集計・分析	非行防止教室 情報モラル教室 いじめ防止強調週間	学校生活アンケート (生徒・保護者) 三者相談
8	職員研修		QUテスト振り返り 研修	二者相談 三者相談
9				二者相談
10				
11		生活アンケート 集計・分析	いじめ防止活動 (生徒会)	学校生活アンケート (生徒・保護者) 三者相談
12			いじめ防止強調週間	
1				
2	学校公開	生活アンケート 集計・分析		学校生活アンケート (生徒・保護者)
3	保護者会		いじめ防止強調週間	

※週に1回、運営委員会、教育相談部会、生徒指導部会を実施し、各クラス・各学年から情報を共有し未然防止、早期発見に努めている。